

報道関係者 各位

令和4年9月27日（火）

【照会先】

中央労働委員会事務局

調整第一課 個別労働関係紛争業務支援室

個別労働関係紛争業務支援室長 丸山 浩典

個別労働関係紛争業務支援官 中根 宏昌

電話：03-5403-2181（直通）

10月は「個別労働紛争処理制度」周知月間です

～労働相談会、パネル展や出前講座などを各地で開催～

中央労働委員会と都道府県労働委員会は、毎年10月を「個別労働紛争処理制度」周知月間として、集中的な周知・広報活動を全国的に展開しています（※）。

※ 一部取扱いのない都道府県労働委員会があります。

1 実施期間

令和4年10月1日（土）から31日（月）までの1か月間

2 取組内容

14年目となる本年度は、「ご存じですか？ 労働委員会～雇用のトラブル まず相談～」等をキャッチフレーズに、各労働委員会で次のような取組を展開し、周知・広報の充実を図ります（詳細は「別紙1～2」参照）。

（1）都道府県労働委員会の主な取組

- ① 労働相談会の開催
- ② パネル展や出前講座などのイベントの開催
- ③ 街頭宣伝活動の実施
- ④ 自治体広告の掲載、地元メディアへ出演 など

（2）中央労働委員会の主な取組

- ① 商業施設の協力によるポスター掲示等の周知・広報
- ② 労使関係団体等の協力による周知・広報
- ③ SNS（公式Twitter等）を使った情報発信による周知・広報（「別紙3」参照）

【添付資料】

- ・別紙1 令和4年度「個別労働紛争処理制度」周知月間における各労働委員会別取組予定
- ・別紙2 「個別労働紛争処理制度」周知月間に実施する労働相談会、イベント等の一覧
- ・別紙3 「個別労働紛争処理制度」周知月間に係るSNS情報発信イメージ
- ・参考1 「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間 実施要綱
- ・参考2 労働委員会の「個別労働紛争処理制度」の概要



令和4年度「個別労働紛争処理制度」周知月間における各道府県労働委員会別取組予定

取組 労働委員会	労働 相談会 (※)	街頭宣 伝活動 (※)	出前講 座、セ ミナ ー等 の イベント (※)	SNSに よる情 報発信	記者 会見	地元 メディア 出演	マス コミ 依頼	自治体 依頼	団体 依頼	労働 委員会 HP掲載	メール マガジ ン 掲載	広告 掲載	その他 特記事項
北海道		○	○	○		○	○	○	○	○			・道内の大学に対し、新卒就職予定の学生向けワークルールを周知する冊子を配布予定。
青森県	○			○		○	○	○	○	○	○		
岩手県	○			○			○	○	○	○		○	・公労使委員による月例無料労働相談会を1回、出前無料労働相談会を県内4か所で実施し、うち1か所は、労働局、弁護士会、社会保険労務士会等と連携した合同労働相談会として開催し、これらの相談会に合わせて、あっせん制度の周知等を行う予定。 ・県立図書館と連携したパンフレットや関連図書の展示。
宮城県			○	○			○	○	○	○	○		・「個別労使紛争のあっせん」に関するポスター掲示について、令和3年度よりも対象を拡充し対応するほか、商業施設の大型インフォメーションパネル(電子)を活用しPRを行うこととした。
秋田県		○	○	○				○	○	○			・出前講座は6月に実施済み
山形県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
福島県	○			○			○	○	○	○		○	・今年度、新たに当委員会のTwitterアカウントを開設し、情報発信を行っている。 ・事務局職員と総合労働相談員による現地相談会を行っている(7/14、7/22、8/17、8/20)。また、労働委員会による委員相談会を実施する予定(9月、10月、1月、3月、予約があれば実施)。 ・そのほか、通年でワークルール出前講座を実施している。
茨城県	○			○			○	○	○	○			
栃木県	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	・労働相談会を2会場で実施する。 ・労働相談会の1会場では、法テラス栃木と合同で開催する。 ・バスフロント部に労働委員会周知の幕を14日間掲出する。掲出できる路線を昨年度より増やす。
群馬県			○	○		○		○	○	○			
埼玉県				○				○	○	○		○	
千葉県	○		○	○			○	○	○	○	○	○	
新潟県	○		○			○	○	○	○	○		○	・出前講座は通年で実施。
山梨県	○	○		○			○	○	○	○		○	・J2ヴァンフォーレ甲府のホームゲームの際にオーロラビジョンに労働委員会および出張労働相談会の啓発を実施 ・10月に加え6月にも出張労働相談会を計画
長野県		○	○	○		○	○	○	○	○		○	
静岡県		○		○		○	○	○	○	○	○		・静鉄電車内へ中吊り広告掲示 ・県庁本館前立て看板の設置 ・イオンモール浜松市野デジタル掲示板への掲示
富山県	○			○			○	○	○	○		○	
石川県	○		○	○		○	○	○	○	○		○	
福井県	○			○		○	○	○	○	○		○	
岐阜県							○	○	○	○	○	○	・県民手帳への記載
愛知県								○	○	○	○		・県広報への掲載
三重県			○						○	○		○	・ラジオ「三重県からのお知らせ」でPR
滋賀県	○			○			○	○	○	○		○	
京都府				○			○	○	○	○	○		
奈良県	○		○	○		○	○	○	○	○		○	・休日・夜間労働相談会として、平日の夜間(18:30~20:30)1回、日曜日の午後(13:30~16:00)に2回開催
和歌山県	○			○			○	○	○	○	○		
鳥取県	○			○			○	○	○	○		○	・懸垂幕及び横断幕によるPR ・周知ステッカーの配布
島根県	○		○	○			○	○	○	○			
岡山県							○	○	○	○		○	
広島県			○	○				○	○	○		○	
山口県									○	○			
徳島県	○		○	○			○	○	○	○	○	○	・県立図書館との連携事業として、パネル展示・図書企画展を新たに開催する。 ・県広報誌「OUR徳島」に周知月間掲載
香川県	○		○	○			○	○	○	○	○	○	
愛媛県	○	○		○		○	○	○	○	○		○	
高知県	○		○	○			○	○	○	○		○	・CM放送を広報媒体として利用することとしている。 ・高知城を10/24(月)~10/31(月)日没~22時まで水色(高知県労働委員会のイメージカラーであるブルースターの色)にライトアップして、労使の理想的関係である「信じ合う心」の大切さを花言葉にちなんでPRを実施。
佐賀県	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	・Web広告の掲載
長崎県	○						○	○	○	○		○	
熊本県	○			○			○	○	○	○		○	
大分県	○			○			○	○	○	○		○	・本年度より、県内市町村のHP(労政担当課管理ページ)に掲載依頼を行う。
宮崎県	○			○		○	○	○	○	○			
鹿児島県	○		○	○			○	○	○	○	○	○	・10月4日の相談会は、関係機関(労働局及び社会保険労務士会)と合同で実施することとしている。 昨年度に引き続き、県庁LINEを活用して相談会の日程等の広報を実施することとしている。
沖縄県				○						○			
合計	27	9	19	35	1	14	34	39	42	42	13	27	

(※) 労働相談会、街頭宣伝活動、出前講座等の主な日程等については、別紙2参照。

【東京都、兵庫県、福岡県、神奈川県、大阪府を除く。】

「個別労働紛争処理制度」周知月間に合わせて実施する労働相談会、街頭宣伝活動等の一覧

労働委員会	労働相談会		街頭宣伝活動		出前講座、セミナー等のイベント	
	開催日	開催場所	実施日	実施場所	実施期間・日	実施内容・場所
北海道			10/1(土) 10/25(火)～10/27(木)	札幌駅前通地下歩行空間(札幌市) 稚内市地域交流センター(稚内市)	10/1(土) 10/20(木) 10/25(火)～10/27(木)	【パネル展示】札幌駅前通地下歩行空間(札幌市) ※北海道労働委員会事務局、札幌市内の北海道 社会保険労務士の3支部、ジョブカフェ北海道の 共催による。併せて社会保険労務士による無料相 談会も開催する。 【地域FMラジオ放送】エフェムもえる(留萌市) 【パネル展示】稚内市地域交流センター(稚内市)
青森県	10/2(日) 10/4(火) 10/16(日) 10/23(日)	労働委員会 労働委員会 八戸地域地産産業振興センター (愛称:ユートリー、八戸市) 藤田記念庭園(弘前市)				
岩手県	10/2(日) 10/16(日) 10/16(日) 10/17(月) 10/30(日)	アイーナ(盛岡市) 一関地区合同庁舎(一関市) 久慈地区合同庁舎(久慈市) 労働委員会 宮古地区合同庁舎(宮古市)			10/1(土)～10/31(月)	【資料・図書展示】岩手県立図書館(盛岡市)
宮城県					10/3(月)～10/7(金) 10/15(土)～	【パネル展示】宮城県行政庁舎(仙台市) 【パネル展示】宮城県図書館(仙台市)
秋田県			10/6(木)	秋田駅(東西連絡自由通路)		
山形県	10/9(日) 10/9(日) 10/23(日) 10/23(日)	置賜総合文化センター(米沢市) 鶴岡市国際交流センター「出羽庄内国際村」(鶴岡市) 大手門パルズ(山形市) 最上広域交流センター「ゆめりあ」(新庄市)	10/5(水)	イオン山形南店(山形市)	10/7(金)	【出前講座】介護老人保健施設(天童市)
福島県	10/25(火)	労働委員会				
茨城県	10/5(水) 10/14(金) 10/20(木)	茨城県庁 茨城県庁 茨城県庁				
栃木県	10/15(土) 10/20(木)	イトーヨーカドー宇都宮店(宇都宮市) イオンモール佐野新都(佐野市)	10/15(土) 10/20(木)	イトーヨーカドー宇都宮店(宇都宮市) イオンモール佐野新都(佐野市)	9/23(金)～10/26(水)	【パネル展示】栃木県立図書館(宇都宮市)
群馬県					10/31(月)	【出前講座】10月中 高崎経済大学(高崎市)
千葉県	10/16(日) 10/29(土)	船橋フェイスビル(船橋市) 労働委員会			10/12(水)～10/20(木)	【パネル展示】千葉県庁
新潟県	10/16(日) 10/29(土)	新潟県庁 長岡市中央公民館			10/14(金) 10/26(水) 10/27(木)	【出前講座】新潟調理師専門学校(新潟市) 【出前講座】長岡明德高校(長岡市) 【出前講座】シェフパティシエ専門学校(新潟市)
山梨県	10/29(土) 10/30(日)	ラザウォーク甲斐双葉(甲斐市) 河口湖ショッピングセンターBELL(富士河口湖町)	10/29(土) 10/30(日)	ラザウォーク甲斐双葉(甲斐市) 河口湖ショッピングセンターBELL(富士河口湖町)	10/29(土) 10/30(日) 10/14(金)～10/28(金)	【パネル展示】ラザウォーク甲斐双葉(甲斐市) 【パネル展示】河口湖ショッピングセンターBELL(富 士河口湖町) 【パネル展示】山梨県立図書館
長野県			10/3(月) 10/4(火)	長野駅前 松本駅前(松本市)	10月中 10月中	【出前講座】県内数か所 【イベント】県合同庁舎4か所に周知コーナーを設置
静岡県			9/30(金)	静岡駅前		
富山県	10/21(金)	労働委員会				
石川県	10/19(水)	石川県職業能力開発プラザ(金沢市)			10/12(水)	【セミナー】石川県地産産業振興センター(金沢市)
福井県	10/2(日) 10/16(日) 10/25(火)	福井市地域交流プラザ 市民プラザたけふ(越前市) 福井市順化公民館				
三重県						【出前講座】(申込みがあれば開催)みえ出前トーク
滋賀県	10/7(金) 10/8(土) 10/16(日) 10/25(火) 10/28(金)	滋賀県庁 県消費生活センター(彦根市) 県男女共同参画センター(近江八幡市) 市民交流プラザ(草津市) 滋賀県庁				
奈良県	10/13(木) 10/16(日) 10/23(日)	奈良県文化会館(奈良市) 奈良県産業会館(大和高田市) 奈良県文化会館(奈良市)			10/18(火)～10/23(日)	【パネル展示】県立図書館情報館(奈良市)
和歌山県	10/22(土)	イオンモール和歌山(和歌山市)				
鳥取県	10/30(日) 10/30(日) 10/30(日)	県民ふれあい会館(鳥取市) 倉吉未来中心(倉吉市) 米子コンベンションセンター(米子市)				
島根県	10/16(日) 10/30(日)	いわみーる(浜田市) くにびきメッセ(松江市)			10/7(金)～11/3(木)	【パネル展示】島根県立図書館(松江市)
広島県					10/25(火)	【セミナー】合人社ウエンディひとまちプラザ(まち づくり市民交流プラザ)
徳島県	10/2(日) 10/6(木) 10/13(木) 10/23(日) 10/27(木)	阿南ひまわり会館(阿南市) 徳島県庁 徳島県庁 穴吹農村環境改善センター(美馬市) 徳島県庁			10/17(月)～10/21(金) 10/21(金)～10/31(月)	【パネル展示】徳島県庁1階県民ホール 【パネル展示・図書ミニ展示】徳島県立図書館
香川県	10/11(火) 10/12(水) 10/13(木) 10/14(金) 10/15(土) 10/16(日) 10/17(月)	県庁 県庁 丸亀市役所 香川県三豊合同庁舎(観音寺市) 香川県社会福祉総合センター(高松市) 香川県社会福祉総合センター(高松市) さぬき市役所			10/11(火)～10/13(木)	【パネル展示】香川県庁
愛媛県	10/4(火) 10/14(金) 10/21(金) 10/28(金)	愛媛県立図書館(松山市) 愛媛県中予地方局(松山市) 愛媛県中予地方局(松山市) 愛媛県中予地方局(松山市)	10/4(火)	愛媛県立図書館(松山市)		
高知県	10/28(金)	高知県庁北庁舎			9/29(木)～10/12(水) 10/13(木)～10/26(水) 10/24(月)～10/31(月)	【パネル展示】オーテピア高知図書館(高知市) 【パネル展示】高知県庁本庁舎ロビー 【イベント】高知城ライトアップ
佐賀県	10/24(月)～10/30(日)	労働委員会	街頭宣伝活動の実施については、現在検討中		10/5(火)～10/8(金)	【パネル展示】佐賀県立男女共同参画センター・生 涯学習センター(愛称:アバンセ、佐賀市)
長崎県	10/16(日) 10/23(日)	長崎県県北振興局天満庁舎(佐世保市) 長崎県庁				
熊本県	10月中	労働委員会				
大分県	10/1(土)～10/7(金) 10/20(木)	労働委員会 別府市役所				
宮崎県	10/15(土)～10/21(金)	労働委員会				
鹿児島県	10/4(火) 10/16(日) 10/25(火)	労働委員会 労働委員会 労働委員会			10/18(火)	【出前講座】労働委員会事務局から鹿児島大学学 生対象にWeb開催

※ 各催しの詳細については、当該労働委員会にお問い合わせください。労働委員会の一覧は、中央労働委員会ホームページ「都道府県労働委員会所在地一覧」をご覧ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、催しが中止や変更になる場合がありますのでご注意ください。

<http://www.mhlw.go.jp/churoi/chihou/pref.html>

「個別労働紛争処理制度」周知月間に係る SNS 情報発信イメージ

【個別労働紛争処理制度マンガで解説①労使間の「異動」トラブル】

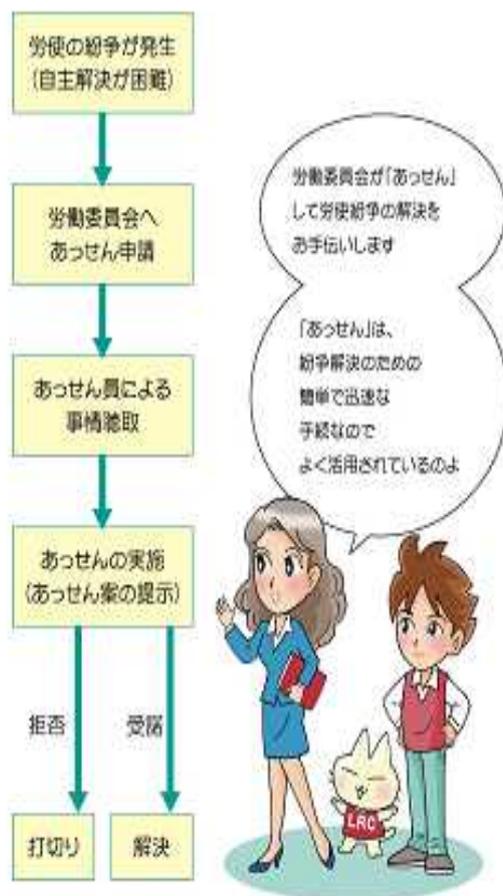
職場トラブルの解決を無料で支援する道府県労働委員会。#配置転換 に関する紛争解決をマンガで解説します。専門性の高いあっせん員が労使双方から話を聞いて、あっせん案を示し労使紛争の解決に導きます。

■詳細

<https://www.mhlw.go.jp/churoi/assen/index.html>

転居を伴う異動が解決したケース

個別的労働紛争のあっせんの進め方



「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間 実施要綱

平成 21 年 4 月 23 日

全国労働委員会連絡協議会

全国労働委員会連絡協議会（以下「全労委」という。）は「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間の実施要綱を次のように定める。

1 名称

「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間

2 趣旨

企業組織の再編、雇用形態の多様化、人事労務管理の個別化、労働組合組織率の低下等に伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争が増加している。

これらの紛争の未然防止及び実情に即した迅速かつ適正な解決のため、都道府県労働委員会では必要に応じて個別労働関係紛争処理制度を設けているところであるが、その周知・広報を通じて一層の利用拡大を図るため、この度、「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間（以下「月間」という。）を定め、種々の周知・広報活動等を全国的に実施するものである。

3 実施機関

中央労働委員会及び個別労働関係紛争処理制度を設けている都道府県労働委員会

4 実施期間

10月の1か月間

5 実施内容

実施機関が現在10月に行っている事業等について、今後、原則として、全労委として統一月間を定めて行うこととする。

6 主な実施事項例

- (1) 労働相談会の開催（月間の主要行事として全国一斉実施となるよう可能な限り調整）
- (2) 各地域におけるイベント等の開催
- (3) マスメディアを活用したPRの実施
 - ・ 月間に関する報道発表
 - ・ 労働関係広報誌への月間記事の掲載依頼 等

(4) その他実施機関が独自に行う取組のうち、月間中に行うことが効果的なもの。

7 全労委による関係機関に対する協力要請

全労委として取り組む周知・広報等に関して、全労委名により、労働関係紛争に関係する機関に対して協力要請を行う。

要請事項、要請方法等については、別に定めるものとする。

8 月間実施上の留意事項

より効果的な周知・広報を図る観点から、広報媒体への相乗りやイベントの共催等、関係機関・団体等との積極的な連携を図り、相乗効果の確保に努める。

※ 具体的内容及び現在10月以外に行っている事業等の取扱い等については、各労委の自由に委ねるものとし、強制は行わない。

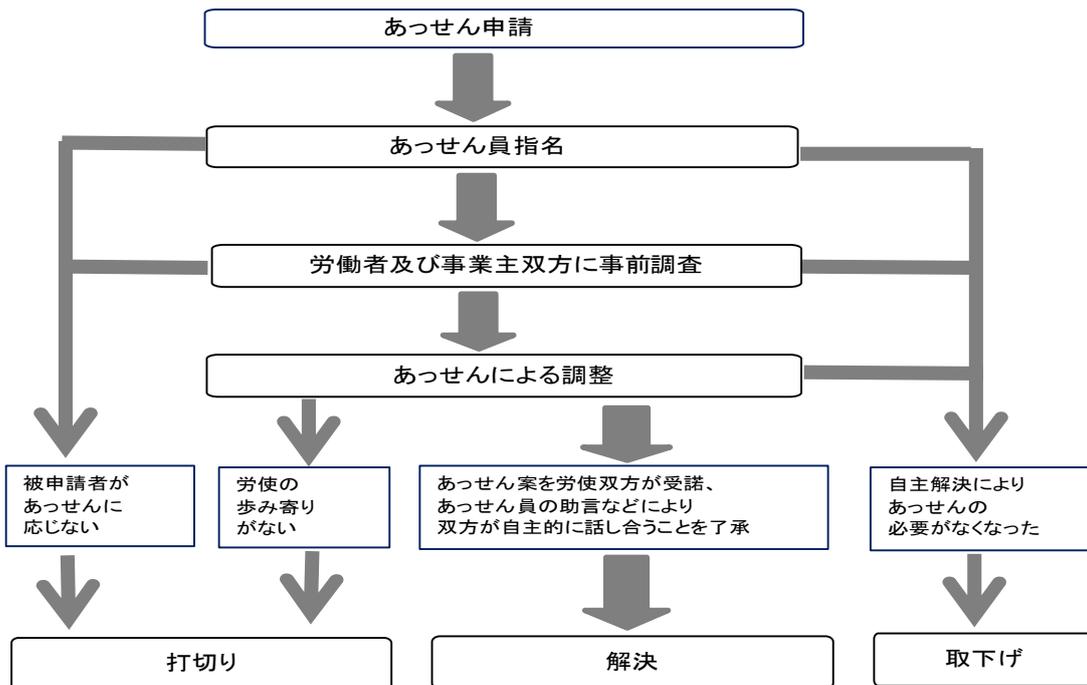
労働委員会の「個別労働紛争処理制度」の概要

労働委員会の「個別労働紛争処理制度」は、労働者と事業主の間に発生した有期契約の雇止め、パワハラ等のトラブルを労働問題の専門家である「あっせん員」(公労使三者構成)が、公正・中立な立場で問題の解決に向けて支援するもので、都道府県労働委員会(東京都、兵庫県、福岡県を除く44道府県)で設けられています。

1 労働委員会の「個別労働紛争処理制度」の一般的な仕組み

- (1) 利用は無料で、秘密厳守となっています。
- (2) 申請手続は、申請書を労働委員会へ提出するだけの簡単なものです。
- (3) あっせん員は三者構成で、労働問題の専門家である、①公益側(弁護士、教授など)、②労働者側(労働組合役員など)、③使用者側(会社役員経験者など)を代表するあっせん員が、トラブル解決のサポートに当たります。
- (4) 令和3年度実績で、処理に要した期間は、平均処理日数54.5日で、1か月以内が25.8%、2か月以内では68.3%であり、迅速な処理を行っています。

【個別労働紛争のあっせんの流れ】



2 他機関の個別労働紛争処理と比較した場合の特色

他機関で行う個別労働紛争処理と比較すると、労働委員会は、将来に向けた労使関係の改善を目指す集団労使紛争解決のノウハウを活かして、次のような特色を持つ個別労働紛争解決支援を行っています。

- (1) あっせんには、学識経験者である公益委員だけでなく、労使の委員も加わっています。このため、労使それぞれの立場を理解した方に相談し、アドバイスを受けることが可能となっており、安心して利用できます。
- (2) 申請を行った労働者自身の労働条件等の改善だけでなく、職場全体の労働条件・職場環境の改善につながっている事案もあります。
- (3) 雇用契約終了に伴う金銭解決のケースだけでなく、雇用が継続するケースもあり、雇用の安定につながっている事案もあります。